

令和3年宇治田原町重大事件等調査特別委員会

令和3年7月12日

午前10時開議

議事日程

日程第1 行政報告

- ・第3回宇治田原町重大事件等調査委員会（第三者委員会）の概要について

日程第2 分科会の報告について

日程第3 その他

1. 出席委員

委員長	1番	浅田晃弘	委員
副委員長	5番	山内実貴子	委員
	2番	原田周一	委員
	3番	宇佐美まり	委員
	4番	山本精	委員
	6番	上野雅央	委員
	7番	藤本英樹	委員
	8番	森山高広	委員
	9番	馬場哉	委員
	10番	榎木憲法	委員
	11番	今西利行	委員
	12番	谷口整	委員

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	西谷信夫君
副町	長	山下康之君
都市整備政策監		星野欽也君

総務担当理事	奥谷	明君
建設事業担当理事	垣内	清文君
総務課長	青山	公紀君
企画財政課長	村山	和弘君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	矢野	里志君
庶務係長	太田	智子君

開 会 午前10時00分

○委員長（浅田晃弘） 皆さん、おはようございます。

本日は、閉会中における重大事件等調査特別委員会を招集いたしましたところ、町当局の関係者をはじめ、委員の皆様には、ご出席をいただき誠にありがとうございます。

本日の特別委員会は、談合収賄事件に係る第3回第三者委員会の概要について町当局より説明を願うとともに、各分科会からの調査報告を行いたいと思います。

本日の委員会において、不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） ありがとうございます。

ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許します。西谷町長。

○町長（西谷信夫） 皆さん、改めまして、おはようございます。

重大事件等調査特別委員会開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本委員会を開催するにあたりまして、浅田委員長様、また山内副委員長様におかれましては大変ご苦勞をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

さて、今月5日には静岡県熱海市で大規模な土石流が発生をいたしました。伊豆山地区に甚大な被害を及ぼしたところでございます。この場をお借りいたしまして犠牲になられた方々に対しましてのご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様方に心からお見舞いを申し上げたいと思います。そして、行方不明の方々の早期の発見、また一日も早く復旧、復興ができることを願うところでございます。

本日重大事件等調査特別委員会では、去る6月28日に開催いたしました第3回宇治田原町重大事件等調査委員会（第三者委員会）の概要について、第3回公判概要及び不正行為事案に係るアンケート調査結果を中心に、後ほどご説明、ご報告をさせていただきますので、委員の皆様方におかれましては慎重な審査を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

よろしくお願ひします。

○委員長（浅田晃弘） ありがとうございます。

ただいまの出席委員数は12名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の重大事件等調査特別委員会を開きます。

会議は、お手元に配付しております会議日程及び資料等により進めさせていただきます。

それでは、これより議事に入ります。

日程第1、行政報告について。

町当局より、第3回第三者委員会の概要について説明を求めます。奥谷総務担当理事。
○総務担当理事（奥谷 明） 皆様、改めましておはようございます。

それでは、私のほうから去る6月28日に町役場において開催いただきました第3回目となります宇治田原町重大事件等調査委員会、第三者委員会ですけれども、この概要につきまして資料に基づきましてご説明、ご報告を申し上げたいと存じます。

資料の鑑、1枚目をご覧いただきたいんですけども、当日は安保委員長をはじめとする5名の委員の方々全てにご出席をいただきまして、当日の協議事項といたしましては、大きく3点、第3回公判の概要についてということと、不正行為事案に係るアンケート調査結果につきまして、これにつきまして町当局のほうからご説明、ご報告を申し上げまして、後ほど非公開、委員の方々だけで入札不正事件の実態把握と原因究明並びに再発防止策の取りまとめについてご協議をいただいたところでございます。

それでは、もう1枚資料をおめくりいただきまして、まず1つ目第3回公判の概要につきまして資料1に基づきましてご説明を申し上げます。

資料1をご覧ください。

第3回公判の概要でございます。6月10日木曜日に京都地方裁判所におきまして第3回公判が行われ、判決が宣告されております。

判決主文でございますけれども、被告人を懲役2年に処する。この裁判が確定した日から3年間その執行を猶予する。被告人から20万円を追徴するという主文が宣告されております。

裁判所が認定した事実でございますけれども、被告人は平成29年度町立保育所一時保育施設等建設工事の一般競争入札に関し、Aを介して甲に対し秘密事項である設計金額を教示して甲に落札させ、入札等の公正を害すべき行為を行った。官製談合防止法第8条違反でございます。

それから2つ目、被告人は上記1の不正行為に対する謝礼であることを知りながら甲から現金20万円の賄賂を收受した。刑法第197条の3第2項の加重収賄の罪でございます。

量刑の理由でございますけれども、被告人は町の首脳幹部として責務を負っていたにもかかわらず、秘密事項である設計金額を不正に教示し、入札の公正を大きく害した。加えて、これに対する謝礼の趣旨で現金20万円の賄賂を受け取っており、社会の信頼

も大きく損なったと。動機につきまして被告人は、入札の不成立を避けたかった、私利私欲による犯行ではないとしているが、入札等の公正の重要性を軽視する発想であり、特段酌むべきものとは言えない。以上により被告人の刑事責任は軽視できないけれども、被告人には前科がない、反省の情を示している、また既に懲戒免職処分を受けたことなどを踏まえ、懲役2年に処した上、その執行を猶予するのが相当であると判断されたものでございます。

最後に、裁判長による訓戒といたしまして、公務とは公共性が高いものであり、決められたルールに従って手続を進めなければならない。仮に待機児童を減らすという目的であったとしてもルールに外れたやり方をすることは許されない。今回の件は、公というものに対する認識が甘かった、公務の公共性に対する自覚が損なわれていたと言わざるを得ないというように最後、裁判長が訓戒を述べられております。

これが公判の概要でございます、これにつきましては委員からの意見、質問等はなかったところでございます。

続きまして、2番目、不正行為事案に係るアンケート調査結果についてということで、先ほど資料2には公判の新聞報道資料をつけさせていただいております。

資料3のほうをご覧ください。

アンケート調査結果でございますけれども、これにつきましては第三者委員会がこれまでの入札契約業務における町の組織体質等を把握し、今後の再発防止策等を検討するための基礎資料とすることを目的に第三者委員会によるアンケート調査が実施されたものでございます。

調査の概要でございますけれども、対象者は特別職含む正職員全て全員でございます。なお、産休、育休、休職者等の正職員は除いております。したがって対象者数といたしましては特別職を含む管理職が39人、一般職が83人、合計122人が対象となっておりまして、令和3年5月25日から6月2日まで実施させていただきまして、122人全ての回答を得ております。なお、項目によりましては無回答というような回答もございまして、全ての設問に対して100%ではない部分もございまして、回答者数としては122名、100%の回収となっております。

調査対象は、職員が概ね過去10年程度で把握した内容について記入するようということでさせていただきまして、調査項目は属性が1問、業者との関係が9問、情報管理、職員意識が10問、職場環境4問、その他3問、合計27問と、自由記述といたしましてその他本件に関して感じる事等を記入してもらうようなアンケートでございます。

した。

アンケート調査結果につきましては、2ページ以降でまとめさせていただいております。詳細につきましてはご説明は省略させていただきますが、なお7ページ以降につきましては管理職39名分の一つまとめまして、また一般職も係長級、主任主査級の54名につきましては10ページ以降、そして主事級の一般職につきましては13ページ以降29人分ですけれども、3段階に分けさせていただいております。最初に全職員分を2ページから書かせていただいております。

それで本日の資料の最初にお戻りいただきたいんですけども、委員の皆様方からの主な意見といたしましては、官製談合防止法の趣旨を知らない職員が意外と多いんだなという印象を持ったというようなご意見ですとか、個人所有の携帯電話での業者とのやり取りについて職員を守り負担感の軽減を図るためにはルール作りをしてもらいたい、また専門知識を持つ技術職員を配置した入札専門部署の設置について組織として対応してほしい、技術職員が不足しているなら採用することも検討すべきというようなご意見を頂戴したところでございます。なお、先ほど申し上げましたように以上の終了後、委員の皆様方のみで入札不正事件の実態把握と原因究明並びに再発防止策の取りまとめについてご協議いただいております。なお、終了後、委員長からのお言葉では次回第4回の重大事件等調査委員会を7月29日午後1時半から開催いただく予定でございまして、この日にこの委員会からの報告書を町長に提出する予定であるというご報告をいただいております。

省略させていただいた部分でございますけれども、私のほうからのご説明は以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 説明が終わりました。

何かございましたらお願いいたします。

ございませんか。今西委員。

○委員（今西利行） アンケートの調査結果でいくつか回答があったと思うんですが、ずっと読ませていただいたんですけども、それぞれもつともだと思うところが多いんですが、5ページの上から4つ目、これについてはこの重大事件等調査特別委員会のほうでも問題になっていたと思うんですけども、光嶋氏に関して書いてありますが特に特命担当ということで書いてあります。この件に関して、第三者委員会でどのように総括されるのか分からないんですけども、町といたしましてもこの件に関してはどのように考えられて、今すぐではないんですけども、検討されると思うんですけども、そ

の辺のご所見ありましたらお願いしたいんですけれども。

○委員長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 現状やはり本町の事業を進める中で、やはり最重要課題等々そういう部分では以前特命ということになっておりましたけれども、やはり今回の事件も踏まえながら今後しっかりと検討していきたいというふうに思います。

よろしく申し上げます。以上です。

○委員長（浅田晃弘） 今西委員。

○委員（今西利行） ぜひその第三者委員会ももちろんそうですけれども、町としても総括していただければと思います。

それとその次に書いてある、これもこの前の報告で問題になったと思うんですけれども、管理職が刑法に抵触すると思われることについてのチェックができていないというふうな記述があるんですけれども、この前の委員会でも多分出ていたと思うんですけれども、何かちょっと聞き取りにくかったので、その辺りどのようにこの案件については捉えておられるのかということをお聞きしたいんですけれども。

○委員長（浅田晃弘） 暫時休憩します。

休 憩 午前10時14分

再 開 午前10時14分

○委員長（浅田晃弘） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

西谷町長。

○町長（西谷信夫） お答え申し上げます。

あくまで推測でございますけれども、この文章の中にありますように本町の標準契約書等において請求を受けたときから40日以内に請負代金を支払わなければならないということになっておるんですけれども、年度末等々担当者の業務が忙しく輻湊する中で期限が来てしまい、日付を記入したことに対して上司もチェックができていないということが考えられるというふうに思います。そういった中で、やはりそういう抵触することについても十分職員それぞれ一人一人が認識できるように今後しっかりとコンプライアンスの意識の向上に努めてまいるというふうにこれから思っておりますので、よろしくお願ひしたいと申します。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 今西委員。

○委員（今西利行） そうしたらよろしくお願ひします。

第三者委員会の結果と、それからそれを受けての町の総括というかそれを期待してお

りますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（浅田晃弘） ほかにございませんか。馬場委員。

○委員（馬場 哉） ちょっと今の今西委員の質問にも関連するんですけども、このアンケート調査については記述式の部分があったと思うんですけども、これについて詳細に第三者委員会で調査をした事実であるとか、その分析については記述式の内容について分析をされたことはあるんでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 奥谷総務担当理事。

○総務担当理事（奥谷 明） 事務局として申し上げられるのは、第三者委員会からの依頼を受けまして、このアンケートを全職員に対してして、それに対して第三者委員会の先生方にお返ししたということでございます。先ほどご説明いたしましたように一定のご意見、感想等も述べられたところがございますけれども、これの中身の個々の調査というのは第三者委員会の中でまた具体的にされておられるかどうかそこまではちょっと私どもはお聞きはしておりませんが、基本的にはこのアンケート調査も踏まえ、また第三者委員会独自で聞き取り調査等もしていただいておりますので、そういうところを踏まえた上での最終報告書ということになるかと思えます。以上です。

○委員長（浅田晃弘） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 今、今西委員からも質問ありました5ページの丸の4つ目です。光嶋元理事だけが責められているが、ややこしい案件やもめた案件の対応は光嶋元理事に期待する土壌が町の中にあったのも事実。こういうことを職員が言っていることに関してしっかりここは第三者委員会できっちり調査しないとあかんの違いますか。

○委員長（浅田晃弘） 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時18分

再 開 午前10時20分

○委員長（浅田晃弘） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。西谷町長。

○町長（西谷信夫） 先ほどの馬場委員の質問についてですけども、元職員は長年にわたり公務員として知識、また経験が豊富にあったことから、私としても信頼はしていた、そしてやはりいろいろな仕事をしてもらっていたというのは事実でありますけれども、法を犯したことに對してはやはり決して許されることではないということでございます。個人の問題として片づけることなく、当然ながら任命権者としての私自身の責任また組織の運営上の管理責任等あるということは認識しておりますし、そういった期待する土壌があったのかどうかということはなかなか証明はできないものだと思いますけれども、

そういった中でしっかりと本町の今後の組織の運営についてしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っておりますし、今後も職員に対する信頼また住民さんからの信頼を得られるように取り組んでまいります。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 今の町長のご発言で、今後対応を考えていくという趣旨だと思うんですけども、その続く部分の中で特命として業務に当たらせてその働きを期待し、その働きにより事業が進んできた経過もあるのに、こういうことに関して一職員がこういうことがあったのと違うのかと言っているんですね、結局アンケートの中やから。それについてちょっとそこはもう少し、本当にそういうことがあったのかどうか特命制度も含めて、いわゆる理事者側のほうが光嶋氏に対してそういう期待をして特命を与えたのかどうかも含めて、もう少し。こういうことを言っている職員がいるということに関してもう少し説明してもらえたらなと思うんですけども。

○委員長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 先ほども申し上げましたけれども、元職員はやはり知識、経験豊富、また交渉力、判断力ということもしっかりと今までの長い経験の中で培ってこられたということで、私自身もそういう部分について期待また任せていたというのは事実でございます。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 町長が特命として任せていたということが、やはり一職員にも特命として任されているんだということが伝わるようなそういう組織だったということでですね。それについては、このアンケートの中で一職員がそういう組織であったことは今後反省しなければいけないのではないかというふうに、アンケートを裏返していくとそういう意味だと思うんですけども。そういうふうにしていこうということですね、今後は。特命なんかを一職員に与えるようなことは今後やめていこうということは先ほど町長もおっしゃいましたけれども、それはそういうふうにしていかはったほうが良いと思いますけれども、そこはどうですか。

○委員長（浅田晃弘） 奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） あくまでこのアンケートを読み解くしか今はないんですけども、ここで言っているのはそういううちの土壌として特命も与えてそういうことを期待してきていたんだろうと。それに対して先ほども町長はその経験、知識等を踏んで私は期待してきたということを町長が述べたと思うんですが、このアンケートで言って

いるのはそうかといってあくまで個人の問題にしたらあかんよと言っていること、このアンケートは私はそのように読み取っておりまして、町は全然知らない、個人が犯罪を犯したことだから町は知らんよという形にはしないでねというアンケートではないかというように私は理解しているんですけども、いかがでございますでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 奥谷理事がそういうふうに取り扱ったのなら、奥谷理事の取り扱ったということであって。私はこの職員がこういうふうに行ったことに関してはやはり事実関係も含めて特命ということは実際されていたわけですから、やはり特命をされていた中で一個人の問題だと当初からおっしゃっていた部分に関して言ったらそこはもう組織としても少し問題があったんじゃないかなと。今後そういう組織じゃないように見直していくべきではないかなというふうには私は思います。要するに、このアンケートの中で一番重要なところといったらこの部分だと思うんです。この部分だけが重要だとは言いませんけれども、やはりここは根本的に以前から町として組織的な問題があるということを指摘した職員がいるんやから、そこは今後はしっかりと対応してやっていかないといけないのと違うかなというふうには私は思うだけで、私が勝手に読み解いただけで。そこは、当局がそういうふうに取り扱っていないんだったらそれはそれで仕方がないのかなと思いますけれども、私はそういうふうに取り扱きました。

○委員長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 特命だったからこういう犯罪が起きたというふうにおっしゃっておられるのかもしれませんが、本町の事業によってはやはり適材適所、長けた人間を特命に指名する。国でも特命大臣がおられるわけでございますけれども、そういった中でやはり法を犯してはいけないということの徹底。これがやはり一番重要視するわけで、なければならぬというふうに思っております。今後やはり組織の体制もその辺も十分考慮する中で、しっかりと強化を図っていきたいというふうに思いますのでよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） よろしいですか。

それでは、ほかに何かございましたら。宇佐美委員。

○委員（宇佐美まり） 先ほど町長の言葉にもありましたけれども、やはり職員のコンプライアンス意識の向上、知識の習得が重要になると私も思うんですけども、このアンケート調査に関係することですが、管理職としての資質向上を目指すような研修計画も必要だなと思いました。この10ページと11ページを見ましたら、これは次期管理職

を担う中堅の方のアンケート結果だと思うんですが、11ページの14番の官製談合法の趣旨を知っていたかということに対しては、いいえとか分からない合わせて25人の方もいらっしゃったりとか、18番に関してはいいえ、分からないが26名の方がいらっしゃったりとか、あとそれに比べて管理職の8ページのほうに比べるとその数字も大分少ないです。14番に関しては、いいえ、分からないが9名、18番に関しては合わせて5人の方がいいえ、分からない。そうしたらやはり11ページの次期管理職を担う中堅の方に関しては、やはりそういう、いいえ、分からないという方がたくさんいらっしゃると思うので、今後そういう次期管理職の人に対しての資質向上を目指すような研修計画も必要だなと思っています。以上です。

○委員長（浅田晃弘） 今のは質問ではないですか。

○委員（宇佐美まり） 要望です。すみません。

○委員長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 確かに管理職の職員研修というのは大変重要だと思っておるところでございます。そういった中で星野政策監、この方については府のほうでやはりしっかりとそういう入札制度についても熟知されておりまして、そういった中で本庁内におきましても6月18日、6月22日、6月24日、星野政策監を講師として計49名の職員がこのことについての研修会を受けております。また、今後も機会を見つけてやはりしっかりと知識の習得に、また今後の仕事に活かしてもらえるようにということで取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

○委員（宇佐美まり） よろしく申し上げます。

○委員長（浅田晃弘） ほかにございませんか。谷口委員。

○委員（谷口 整） この間、地方紙に投書があつて、今回のこの件についてもあまり一般質問とか議会の場で質問がないということの辛辣な批判もありました。そんな中で、私も皆さんが言われたらあまり言わないでおこうと思っていたんですけども、何点か非常に気になる部分があつたので敢えて質問をさせていただきます。

まず、最初に判決の結果報告があつたんですけども、これについてその後上告なり控訴なりされたのか。また刑が確定したのか。報告がなかったんですけども、それはどうでしょう。

○委員長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 上告はされておらないということで、もう上告できる期限が2週間ということで、上告はされませんでした。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） そうしたらこの刑が確定したということですね。

次に、公判の概要が報告の中にあっただけですけども、これ被疑者のことなり、判決の中で触れられていますけれども、確かに時効になってはおりますけれども、これ賄賂を贈った業者なりあつせんした業者もおるわけですね。これらについて何らか判決の中で、時効だから刑は問えませんけれども、何か触れられていた記述等はあったんでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） 詳細な公判の中身を見させていただきましても、事業者に対する裁判長からの発言等はなかったところでございます。以上です。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） アンケートの中では一切触れられていない。それは時効ということもあるので、それはそうかもしれませんが、とは言いながら町のほうも18カ月指名停止の処分を既にされているということがあるので、そこらについて判決で何か触れられている部分があればそれをもう少し短くするとか、また厳しくするとかいろいろなことができたのかなと思って敢えて質問をしたまでです。

次に、この判決が出たときに町長のコメントが地方紙に出ておりまして、判決内容を真摯に受け止め、改めて責任の重大さを感じているところやと。その後のほうに、二度と起こさないように第三者委員会の提言に基づいて入札等いろいろと変えていくというような内容であったと思うんですけども、これ判決を真摯に受け止めるのは町でもありますけれども、本人ですよ。このコメント、言いたいことは、こういうことに至ったことについて、真摯にということなの、何かちょっとこれ違和感があるコメントだったんですが、それでその後です。言いたいのは、第三者委員会の提言に基づいていろいろと変えていくと。これは大事なことですよね。ところが、我々議会も同じ委員会をつくっているわけです。7月29日に提言ができるかどうか、それはもう少しかかりますけれども、その辺りについては何ら触れられていなかったことについてはちょっと私も残念だなと思うんです。先ほどの質問で今西委員も第三者委員会の結論を待って、それをちゃんとやってくれという内容の質問、意見言われたと思うんですけども、私この間ずっと言っていますように、第三者委員会はいくまでも町に提言する立場ですよ。また議会のほうも同じようなことで、多分場合によったら違う提言をするかもしれませんが、最終判断するのは町。これは間違いないですよ。だからこの間何でもかんでも

第三者委員会の結論を待つということです。ずっと言われていましたけれども、先ほどもアンケートの結果を馬場委員が質問されました。それは内容を精査するのは第三者委員会というような答弁の内容があったと思うんですが、やはりこれアンケートで職員がこういうことを思っているということについては町としてもそれをさらに聞くとか聞かないとかそういう問題じゃなく、この内容について町としてどう思っているのかということについてはきちっとした答弁があってもしかるべきだと思うんです。ところが、人ごととは言いませんが、ちょっとスタンスが違うのかなというのを先ほどのやり取りでも感じました。

そんな中で今我々もこのようにして議会の重大事件等調査特別委員会の中で今後の善後策、再発防止策をまとめるべく部会でもいろいろ協議をしております。そんな中で、第三者委員会の提言だけではなく、我々議会の意見もそれこそ真摯に耳を傾けてもらいたい。そのことはまずは申し上げておきます。

次に、このアンケート、これを見ていまして非常にというかちょっと違和感を覚えたんです。といいますのは、これ全職員にアンケートを取っておられます。これは大事なことです。ところが、職員さん121人ですか。対象者。そのうち生涯を通して入札に関わることのある人間、どれぐらいいると思われませんか。

○委員長（浅田晃弘） 奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） 正確な数字が今ちょっと出てまいりませんが、特別職含む正職員全てにアンケートをさせていただいているということは、私どもでいいますと保育士、保健師、また環境清掃職員等、いわゆる現場なり現業職員というような職員も全て含めたアンケートでございますので、そういう職員も入っているということでご理解賜ればと思います。以上です。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 確かに全く入札に関わることのない職員さんもたくさんおるんです。今言われたように。その職員さん全てにこの質問。それで、全ての項目に答えてもらっていること。これで果たして正しいデータが得られるのかなという辺りで疑問を感じると申し上げました。確かに恐らく管理職になれば何らかの形で入札に関わることもあると思われるので、ですのでこの入札情報についていろいろと聞かれたかとか、またそんな話を聞いたかとか、それは答えられても一般の職員さんなんか全く関係のない中で答えようがないと思うんです。よくアンケートでやられるのは、例えば1の問いでイエスと答えれば、次問5に行ってくださいとか、こういうような形の手法を取るべきじゃな

かったのかなと。ところがこれ見ていると、問25に答えたら次のところに行くというのがあったので、やはりそういう形でまず取らないと、これが町の職員さんの全てを語っているということにはならないのかなと思われま。特に、またその一般の職員さんなんかのところ、これも気になったところなんですけれども、例えば14ページの15番、16番、入札情報を漏らしたら法律違反になるかとか、懲戒の処分になるかとか、ここでいいえとか分からないが10人ほど。重複しているのできっちりした数字ではないと思いますけれども、29人の対象のうち10人が分からないとか答えているんですよ。これはまあまあそのとおりだと思われま。しかし、逆に言ったらそれを知らないのは知らないでどうかなと思われまけれども、こんな状況の中でこのアンケート自体がちょっと無理があるなとまず思いました。そんな中で、記述式のところはやはり職員さんの本音の部分が書かれていると思うんですよ。だからこそ先ほど申し上げましたように、町としましても第三者委員会に任せていますではなく、しっかりとこの内容を受け止めてもらって今後の職員の対応をしていってほしいなと思われま。

そんな中で、まず1番に職員を守る観点から予定価格の事前公表をしてほしいとか、また先ほど問題になっておりました職員を全く大切にしていないとか、そんな意見が出てきていますよね。ここらについてはやはり町のほうもしっかりこれに目を向けてもらいたいというふうに思われまけれども。その辺りは先ほどの質問と重複するかもしれませんが、ちょっと違う切り口で話をしておりますので、町長の考え方をお聞きしたいと思われまけれども、いかがでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 職員を守る意味でというふうなことも理解できるわけなんですけれども、今入札制度について毎週関係者に寄って協議していただいておりますけれども、そういった中で一番職員にとっても最善策というのを今後見いだしていけるというふうに思っております。

職員を大事にしてないというふうなご意見も職員さんの中ではいただいておりますけれども、そういうことを今後思われぬようにしっかりと組織の中でその点についても重く受け止めて今後取り組んでまいりますので、どうぞご理解賜りたいというふうに思われま。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 議会のほうもまたその入札についても一定の方向はお示しをさせていただきますことになると思われまので、それはそれで結構です。

あとまたちょっと戻りますけれども、アンケートの中で2番の項目で業者から問合せを受けたことがあるか、管理職ですと11人があると答えておりますし、また5番では他の職員が問合せを受けたことを見聞きしたことがあるか、8人があると答えていますよね。これなんかまさに公益通報で町のほうにしかるべき相談をするべき内容かなと思うんです。確か19年に町のほうでは公益通報制度ができていますけれども、これらについてはそこまで職員さんが認識していなかったのかどうか知りませんが、公益通報等でこういうことに対して相談とかはあったのでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 副町長。

○副町長（山下康之） ただいまのご質問でございますけれども、今日までそういった事案はなかったところでございます。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） それなりの組織をつくってやられても機能はしていなかったということですよ。それと関連するかは別ですけども、職場環境の問21、22で仕事で悩んでいることはあるとか、仕事上の悩みを相談できる同僚や先輩はいるかというような質問があるんです。これ一番悩みの多い中間層の係長クラスの数字を見ますと、31人がまずは悩みがある。それで、37人がそれを相談できる同僚なり先輩がいると。ほぼ同数なので、やはりそれなりに職員同士で相談しながら悩みを解決したり仕事を進めていたりしているのかなというふうに思われますので、そこは職員の環境を見れば多少は風通しがいいのかなと思われまますが、先ほど申しましたように町の責任とか職員を守ってない、また守ってほしいという声もあるので、この辺は一番上のクラスになる町長、副町長あたりがしっかりと相談できる体制、これをつくってもらわないと幾ら第三者委員会、また議会の特別委員会が提言をし、町がそれを基に善後策、改善策をつくっても、結局先ほどの公益通報があっても機能していない、そのようなことになりかねないと思われまますので、そこらはしっかりとやってもらいたいということを申し上げておきますけれども、あれば答えてもらったらいいですし、なければ結構です。

○委員長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 職員それぞれがやはり仕事の中で悩んでいること、また私的な部分で悩んでいること、特に中間層になるとやはり責任が重くなってくる中で、上、下の関係の間に入る。また住民さんとの関係に入るということで大変悩ましいところを抱えておるといのは現状このアンケートのとおりだというふうに思います。職員同士のやはりそういう相談できる相手や、また直属の上司もでございますけれども、やはり私自身も

いつ私の部屋に来てもらってもいいように、そういう身近な町長になりたいなというように、以前からもそういうつもりでおったわけでございますけれども、なおさらそれを意識しながら今後やはり職員さんとの関係をしっかりと保っていけるように取り組んでまいりたい。

また公益通報制度についてもしっかりと研修の中でもその部分について、この間もそのことについては職員さんには政策監のほうから研修を受けてもらっているんですけども、全職員徹底できるように取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（浅田晃弘） ないようでございますので、以上で日程第1を終了いたします。

次に、日程第2、分科会の報告について。

去る5月13日の本特別委員会において2つの分科会を設置したところでありますが、この間の調査状況等について各分科会主査のほうから報告を願いたいと思います。

まず、第1分科会は入札制度の現状と検証についてということで、山内主査からお願いをいたします。山内主査。

○委員（山内実貴子） それでは、第1分科会としての報告をさせていただきます。

第1分科会としましては、3回勉強会及び議員間討議等を行いました。

宇治田原町の入札制度について企画財政課長より説明を受け、全体の委員会でも配付された資料を基に事件を受けて町が新たに取組んでおられることも含めて説明を受けました。新たな取組として説明があった事項は電子入札の推進、設計書の厳重な取扱いについて、また選考委員会の開催についてなどです。また、入札を行う原課の担当理事とも質疑を重ね、入札制度の現状と検証について議論を行ったところです。特に、電子入札について、入札参加業者の選定について、予定価格の公表についてや、設計書の扱いについての質疑応答があり、議員間討議を行いました。電子入札については、メリット、デメリットについて議論をし、業者同士が顔を合わせる機会が減り談合の可能性も低減できること、またコロナ禍においてもメリットとなることが挙げられ、電子入札の導入を加速化させるよう進めるべき、また商工会による研修もしっかりと進めてもらいたいとの意見が出ました。また、予定価格の公表については、先ほども少しお話がありました官製談合が防げるのなら事前公表する方向でもいいのではないか。また職員を守ることにつながる。でも、業者間の談合の可能性や高止まりにつながるおそれもある

ということで、時代の流れは事後公表だが、まず公表して高止まりなら見直すということもあり、官製談合もないと考えるなど様々に意見が出たところです。

第1分科会としましては入札制度の現状と検証について、これまでの意見や議論を基に再発防止とまた信頼回復に向けたまとめの方向に入っているところです。以上です。

○委員長（浅田晃弘） ありがとうございます。

説明が終わりました。

何かございましたら、お願いいたします。

（発言する者なし）

○委員長（浅田晃弘） ないようでございますので、次に第2分科会は監視機能体制の強化についてということで、原田主査からお願いをいたします。原田主査。

○委員（原田周一） 第2分科会のほうでは、主に監視機能体制の強化ということで分科会を開催いたしました。

まず、第1回目が5月20日、2回目が6月11日と2回にわたって会議をしたわけですが、第1回目は主に先ほどから話が出ています公益通報制度、こういった制度があるにもかかわらず、内部通報制度こういうのが職員さんに徹底されているのかどうかということが第1回目の会議でかなり議論になりまして、総務課長のほうからこの内容について町の内部通報制度について一応勉強会というんですか、説明を受けたということです。それらを受けて第2回目の会議ではコンプライアンスについて、それからどうしたらいいかということを含めてアンケートを実施しようじゃないかということで現在アンケートを鋭意整理しているところなんです、アンケートにつきましては6月17日、谷口議長名で特別職を除く全職員を対象にお願いいたしました。問いとしては一応8問用意させていただきまして、大体同じように知っている、知らない、分からないというような形の大体3つの内容なんです、町の第三者委員会のアンケートと大きく違うのは全ての項目を記述式にしております。記述式。それで、先ほど私いろいろな質問をしなかったのは何かと言いましたら、現在私のほうに全部回収したアンケートが来ているわけです。それを読んでみますと、先ほどから出ているようないろいろな問題点含めてかなり記述されているということで、今ここでまだまとめ切れていないのでその発表というのはできないんですけれども、あと恐らく15、6時間、20時間弱かかると思います。それでこの議員の皆さんに報告させていただきたいというふうに、今鋭意努力中なんですけれども。ただ先ほどから出ています公益通報制度、これも先ほどの官製談合防止法を知っているか知らないかというような話があったんですけれども、や

やはり同じくらいの比率でそういう制度そのものを知らないというような数字がやはり出ています。非常に私もショックを受けたんですけれども、先ほど町長の話では一部職員さんのほうで向かって講習会をしているというようなお話でしたけれども、できればこの119人の特別職を除く職員さん全員にアンケートした結果でございますので、できれば全職員対象に早急に研修会みたいなものをして、やはり徹底していただいたほうがいいというのが今現在の感想でございます。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） ありがとうございます。

説明が終わりました。

何かございましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○委員長（浅田晃弘） ないようでございますので、以上で日程第2を終了いたします。

次に、日程第3、その他について。

何かございましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○委員長（浅田晃弘） ないようでございますので、これで重大事件等調査特別委員会を終わります。

本日はご苦労さまでございました。

閉 会 午前10時56分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

重大事件等調査特別委員会委員長 浅 田 晃 弘